

令和8年4月
長崎県警察

道路交通法に基づく指示及び使用制限に係る処分基準の一部改正に伴う結果の
公示について

1 処分基準の題名

- (1) 最高速度違反行為に係る指示
- (2) 過積載運転行為に係る指示
- (3) 過労運転に係る使用者に対する指示
- (4) 自動車の使用制限命令（下命・容認）
- (5) 自動車の使用制限命令（反復違反）

2 意見公募手続を実施しなかった旨及び理由

今回の改正は、罰条の条ずれ補正、文書の体裁の変更等、形式的なものであるため、行政手続法第39条第4項第8号の規定に準じて意見公募手続を実施しませんでした。